

養父市企業等振興奨励制度 【指定事業者】 提出書類等一覧表

指定事業者申請					
対象要件	①投下固定資産総額	新設又は増設のために新たに取得した固定資産(土地・建物・機械又は施設)が5千万円以上のもの ※施行規則第2条第2項各号に定めるものは除外			
	②常時雇用従業員の数	工場の場合	【新設】	常時雇用従業員数が10人以上(操業開始の日)	
		店舗・事務所などの場合	【増設】	新規雇用従業員が3人以上増加(操業開始の1年前より)	
申請書類 (添付書類)	指定申請書【様式第1号】 申請書記載のとおり ※増設の場合は、操業開始日1年前の常時雇用従業員の労働者名簿、賃金台帳、雇用保険被保険者が確認できる資料等				
指定事業完了届 (添付書類)	事業完了(操業開始)届【様式第2号の2】 完成図面、完成写真 投下固定資産の取得価格が確認できる資料(■土地・建物:契約書、領収書、全部事項証明書等 ■機械等償却資産:契約書、領収書等) 操業開始日の雇用状況が確認できる資料(労働者名簿、賃金台帳、雇用保険被保険者が確認できる資料等)				
奨励措置申請					
区分	事業所等設置助成金	事業所等用地取得助成金	雇用促進奨励金	緑化促進奨励金	水道料金助成金
奨励措置 の内容	納付固定資産税相当額を交付	事業に使用している土地の取得価格(造成費を含む)の10%以内を5年間に分割して交付 ※事業着手前3年以内に取得した用地	操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員(1年以上市に居住し、かつ、1年以上継続して雇用された者)の人数分を補助 対象雇用者数×10万円 正社員の場合、1年目に限り、対象雇用者数×50万円を交付	事業所に使用する土地において敷地面積の20%以上の緑地を新たに整備した費用の30%以内を交付	市の運営する水道を使用し始めた月から1年を単位として、金額の30%以内を交付
交付期間	5年間	5年間(分割して交付)	5年間	操業開始した年度	5年間
交付限度額	固定資産税納付額以内	2,000万円	1,000万円/年	300万円	100万円/年
奨励措置 申請時期	1年分の固定資産税納付後	操業開始から1年経過後	操業開始から1年経過後	操業開始後	操業開始から1年経過後
提出書類	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②請求について【様式第6号】 ③請求書【様式第6号】 ④納税証明書 ⑤土地家屋名寄帳	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②請求について【様式第6号】 ③請求書【様式第6号】 ④納税証明書(滞納のない証明)	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②請求について【様式第6号】 ③請求書【様式第6号】 ④労働者名簿 ⑤賃金台帳、雇用保険被保険者確認資料 ⑥対象となる労働者の住民票 ⑦納税証明書(滞納のない証明)	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②敷地面積と緑化面積を確認できる資料 ③緑化に要した費用が確認できる資料(工事契約書等) ④支払いが確認できる資料(請求書、領収書等) ⑤請求について【様式第6号】 ⑥請求書【様式第6号】 ⑦納税証明書(滞納のない証明)	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②請求について【様式第6号】 ③請求書【様式第6号】 ④水道料金の明細書 ⑤納税証明書(滞納のない証明)

■お問い合わせ 養父市広谷250-1 養父市産業環境部商工振興課へ

☎079-664-0289

申請書・その他書類のダウンロード : 養父市HP ⇒ 検索に[企業等振興奨励制度]を入力 ⇒ 企業等振興奨励制度[申請・提出書類] ⇒ 必要書類をダウンロード